

阿刀神楽調査検討会議について

1 経 緯

広島県重要無形民俗文化財に指定されている阿刀神楽（昭和 55 年 12 月に国の記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財（※）に選択）について、広島県教委から、令和 2 年度から 4 年度にかけて県が実施する「民俗芸能緊急調査」の成果を踏まえつつ、市として、阿刀神楽の国指定に向けた専門調査を検討するよう要請があった。阿刀神楽保存会からも国の指定に向けた調査実施の要望があったことから、本市文化財審議会無形文化財担当の片桐委員や文化庁と協議を行い、国指定に向けて、所要の調査を行い、調査報告書を作成した後、文化庁と協議していくこととした。

※ 国の記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財：文化庁が変容・衰退の恐れが高い無形の民俗文化財を選択し、映像・報告書による記録保存の助成をしている。

2 阿刀神楽調査検討会議の開催

阿刀神楽の国の重要無形民俗文化財指定に向け、学識経験者等で構成する「阿刀神楽調査検討会議」を設けた上で幅広く意見を聴取し、阿刀神楽調査報告書の取りまとめの一助とする。

※ 阿刀神楽調査報告書の原稿作成については、章ごとに当検討会議の担当分野の委員に依頼して実施。

3 令和 4 年度 of 取組

- (1) 現地調査（10 月、中ノ森八幡神社）
- (2) フィールド調査（安芸十二神祇神楽の広がり、阿戸地域の地形と歴史、面と衣装と採物等）
- (3) アンケート調査（安芸十二神祇神楽伝承団体を対象に文書で照会し、年度内に取りまとめ）
- (4) 検討会議（5 月、1 月）

4 スケジュール（予定）

区分/年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
調査	阿刀神楽調査 (10 月、阿刀明神社)	会議開催（2 回） 阿刀神楽調査 フィールド調査 アンケート調査		
報告書	目次、構成の検討	原稿作成		原稿提出、印刷、 配布